

加西市監査公表第8号

加西市職員措置請求に係る監査結果の公表について

地方自治法第242条第1項の規定により、平成23年1月14日付けで提出のあった
みだしの措置請求について、同条第4項の規定に基づき監査を行った結果を同項の規定に
基づき公表する。

平成23年3月10日

加西市監査委員	小 谷	融
加西市監査委員	桜 井	光 男

第1 請求の要旨

平成23年1月14日に提出された措置請求書によると、請求の要旨は次のとおりと解される。

1 政治倫理に関する条例等違反について

加西市（以下、「市」という。）は、平成18年4月1日から平成23年3月31日までの間、毎年度、株式会社 A（以下、「A」という。）と加西市要介護認定調査委託契約及び加西市介護予防支援業務委託契約（以下、「本件委託契約」という。）を締結している。

A の代表取締役は、 氏が務めていたが、同氏が加西市市議会議員に就任したことから、平成19年4月26日に同氏の子息で取締役であった 氏と交代している。

市議会議員及び同議員の1親等の親族が経営する企業が本件委託契約を締結することは、加西市市議会議員及び市長等の政治倫理に関する条例（以下、「条例」という。）第3条、第14条第1項及び地方自治法（以下、「法」という。）第92条の2に違反している。

2 加西市財務規則違反について

加西市は、本件委託契約に係る随意契約において見積書を徴していない。これは加西市財務規則（以下、「規則」という。）第110条に違反している。

また、A は入札参加資格者に登録されていない業者であり、随意契約の相手方に選定ことに瑕疵がある。

3 委託契約書等の不備について

本件委託契約書及び請求書における社名に、A ではなく、A 居宅介護支援事業所が使用されている。また、印鑑も A 居宅介護支援事業所のものが使用されており不当である。

第2 請求の受理

平成23年1月14日付けで請求のあった本件請求は、法第242条第1項に規定する要件を具備していると認め、1月19日付けでこれを受理した。

第3 監査の実施

1 監査対象期間

住民監査請求は、「当該行為があった日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときはこの限りではな

い。」とされている（法第242条第1項・第2項）。

1年を経過した平成18年4月1日から平成21年3月31日の間の本件委託契約に係る住民監査請求には正当な理由がないことから、監査対象は平成21年4月1日から平成23年3月31日までの本件委託契約とした。

2 監査の実施方法

（1）請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対し、平成23年1月25日に、追加書類の提出及び陳述の機会を与えた。

（2）監査対象部局

本件措置請求は、本件委託契約が条例第3条、第14条及び規則110条に対し違法又は不当であるとしていることから、監査対象部局を市民福祉部長寿介護課、財務部財政課とし、説明聴取及び関係書類の調査を行った。

（3）調査の方法

請求人から添付された事実証明書、請求人の陳述を検討するとともに、関係書類等の照合及び平成23年1月25日に関係職員等からの事情聴取を行った。

3 監査の期間

平成23年1月20日から平成23年3月8日まで

第4 監査の結果

1 事実関係の確認

（1）政治倫理に関する条例等違反について

政治倫理に関する条例等の内容は次のとおりである。

- ① 議員及び市長等は、条例第3条第1項に規定する政治倫理基準を遵守しなければならない。また、これに反する行為があると疑惑を持たれた場合は、自ら誠実な態度をもって疑惑を解明し、その責任を明らかにするよう努めなければならない（条例第3条）。

政治倫理基準に違反する疑いがあると認められるとき、市民は選挙権の有する総数の100分の1以上の者の連署をもって、議員に係るものについては市議会議長（以下、「議長」という。）に調査を請求することができる。この場合、議長は直ちに政治倫理審査会に審査を求めなければならない（条例第6条）。

審査を求められた政治倫理審査会は、当該調査請求の適否及び当該事案の存否の審査を行い、その審査結果報告書を議長に提出しなければならない（条例7条第1項）。

- ② 議員及び市長等の配偶者、1親等の親族及び同居者が経営し、又は役員をしている企業は、法第92条の2、第142条及び第166条第2項の規定の趣旨を尊重し、市民に対し疑惑の念を生じさせないよう市工事等の請負契

約、委託契約及び一般物品納入契約を辞退するよう努めなければならない(条例第14条第1項)。

- ③ 普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない(法第92条の2)。この規定の趣旨は、市に影響力を持つ議員個人が直接市と利害関係をもつことを禁止し、市政の公正運営を確保することにある。

なお、議員の兼職禁止に該当するときは、議員の職を失うことになり、その判断は議会において、出席議員の3分の2以上の多数により決定する(法第127条第1項)。

(2) 加西市財務規則違反について

イ. 本件委託契約の内容は次のとおりである。

- ① 新規の要介護認定調査は保険者である市の職員が行うことになっており、更新申請及び区分変更申請の認定調査に限って、委託することができる。
- ② 要介護認定の更新については、介護保険法第28条第5項に「指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設その他の厚生労働省令で定める事業者若しくは施設又は介護支援専門員であって厚生労働省令で定める者に委託することができる」と規定されている。また、兵庫県(以下、「県」という。)内では、居宅介護支援事業者の開設に当たり、県民局長の介護保険法に基づく事業者指定を受けなければならない(介護保険法第79条)
- ③ 介護認定調査に係る調査委託料の単価は、平成11年8月16日付け北播磨福祉事務所長通知「介護認定調査に係る調査委託料について」により、在宅調査については4,200円(消費税込)、施設調査については2,100円と決定している。また、介護予防支援業務委託料については、平成21年3月3日厚生労働省告示52「指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準」により4,120円と決定している。

本件委託契約は、随意契約ではあるが、加西市財務規則(以下、「規則」という。)第110条第1項3号「官報その他のもので価格が確定し、見積書を徴する必要があるとき。」に該当することから見積書を徴していない。

- ④ 現在、Aとの要介護認定調査委託契約については、平成22年11月から発注していない。介護予防支援業務委託については、継続性があることから引続き業務委託を行っている。

これは、条例第14条第1項の規定の趣旨を考慮したものである。

ロ. 競争入札参加者登録及び業者選定については次のとおりである。

- ① 随意契約においては、業務内容等によって契約先が特定される場合、契約相手先の業務遂行能力等をその都度確認しているため、入札参加者名簿への登録を必要としない。

本件委託契約は A の他約 80 社と契約している。その内 2 社が物品製造等の入札参加資格登録者であるが、他社は登録されていない。

② 業者選定については、県から指定を受けた事業所を、国民健康保険組合連合会が提供している情報等で確認し、その中から事業所を選定している。

(3) 委託契約書等の不備について

本件委託契約書の契約者名は、「株式会社 A」ではなく、「A 居宅介護支援事業所」とされている。また使用印についても、実印等印鑑登録されていない印鑑である。

県への介護保険事業の届出は、届出者の法人名のほか事業の種類ごとにそれぞれの事業所名を届けることになっている。「A 居宅介護支援事業所」は、この事業所名である。

本件委託契約書の相手方は、法人である「指定居宅介護支援事業者」と定められているが、契約当時の担当者が「支援事業者」を「支援事業所」と勘違いし、支援事業所名で契約したものと思われる。

2 監査委員の判断

請求人の主張に対する判断は以下のとおりである。

(1) 政治倫理に関する条例等違反について

条例第 3 条第 1 項の政治倫理基準に違反する疑いがあると認められるときは、上記第 4 の 1 (1) ①のとおり、市民の調査請求により政治倫理審査会が違反事実を審査するものである。また、条例第 14 条第 1 項については、上記第 4 の 1 (1) ②のとおり、議員の 1 親等の親族が委託契約を辞退するように努めなければならないものである。

さらに、法 92 条の 2 の兼業に該当する場合についても、上記第 4 の 1 (1) ③のとおり、議会が決定するものである。

このような議員の政治倫理に関する審査は、住民監査請求になじまないものである。

(2) 加西市財務規則違反について

市が規則第 110 条第 1 項 3 号の規定により A と随意契約により本件委託契約を締結したことについては、上記第 4 の 1 (2) イ③及びロ①②のとおり、違法または不当とする事由は認められない。

(3) 委託契約書等の不備について

契約書の締結は、後日の紛争を避ける観点から商業登記法人名により、実印が必要である。しかし、本件契約内容、経緯などから市に重大な過失があったとするものではなく、不当な契約とはいえない。

第 5 結 論

以上のことから、本件委託契約の支出は、違法又は不当とはいえない。したがって、

請求人の主張には理由がなく、措置の必要性を認めない。

なお、契約事務においては、行政の重要な財務管理の一つとして厳正かつ公平に行われることが求められている。従って、次のような措置を講じることを要望する。

- ① 本件委託契約者の法人名、実印の確認を怠ったことは事実であることから、商業登記簿で法人名等を確認し、契約書の訂正を行うこと。
- ② 現在、Aとの業務委託を、上記第4の1（2）イ④のとおり、一部停止しているため、本件委託契約第25条の規定により協議書等を交わすなど、適正な事務執行を図ること。
- ③ 条例第14条第1項に規定する議員及び市長等の配偶者、1親等の親族及び同居者が経営し、又は役員をしている企業との市工事等の請負契約、委託契約及び一般物品納入契約のあり方を明確にすること。